

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十八年香川県公告第百四十一号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
しまむら・マック多度津店 仲多度郡多度津町北鴨二丁目一番地ほか
- 三 法第八条第一項の規定により多度津町から聴取した意見の概要
現在、当該店舗設置予定場所の地元住民から苦情や相談等があるため、大規模小売店舗立地法第四条及び第十条に基づき適切に対処すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 1 意見書を提出した者
北鴨自治会第十七班住民一同及び建設予定地北側団地住民一同
 - 2 意見の概要
「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」内で具体的に言及されている事項だけでなく、企業としての社会的責任が果たされ周辺地域の生活環境を保持されることについて、十分な対応と配慮をすること
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
 - 2 縦覧期間
平成十八年七月二十一日（金曜日）から同年八月二十一日（月曜日）まで